

令和5年7月24日

「動植物検疫に関するお知らせ」

日本に持ち込むことができない食物、植物を持ち込むことがないようにご留意願います。

詳細については以下をご参照願います。

○ 動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「肉製品などのおみやげについて(持ち込み)」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○ 植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問(海外からの持ち込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です(旅行者(携行品))」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>



MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

来日するあなたへのお願い



肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・ **国際郵便でも送れません。** 母国の家族や知人に**国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らない**ように伝えてください。
(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)
- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省

動物検疫 植物防疫

○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>

○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット(畜産物及び植物輸入関係)

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>